

令和3年1月8日

学生 各位

埼玉大学長
坂 井 貴 文

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う学生の入構禁止について

令和3年1月7日付で「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が政府から発出され、同日付で「埼玉県における1月8日以降の緊急事態措置」が埼玉県知事から発出されたことに伴い、本学は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制し、学生の皆さんの健康を守ることを目的に、令和3年1月8日（金）から2月7日（日）までの間、学生の大久保キャンパスへの入構及び学内外における課外活動を禁止することとしましたので、遵守するようお願いします。ただし、次に掲げる場合は入構を許可します。

①授業

対面授業を受講している科目について、担当教員が引き続き対面授業の継続が必要と判断する場合

②研究

次に掲げる場合で、指導教員が必要と認める場合

ア 3月卒業予定の学士課程の学生並びに3月修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生が実験等を行う場合

イ 9月修了予定の博士後期課程の学生が実験等を行う場合

ウ 研究に使用する生物の維持・管理補助を行う場合

エ 液体窒素・液体ヘリウム補給のための装置等の維持・管理補助を行う場合

オ 毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理補助を行う場合

カ 研究に必要な基幹インフラ（実験装置・設備、情報システム等）の稼働・維持・管理補助を行う場合

キ 研究活動を継続する上での各種安全確保対策補助を行う場合

ク その他特に研究等を行う必要がある場合

③図書館に所蔵する図書、資料の貸し出しを希望する場合

④課外活動 顧問を経由して、統合キャリアセンターSU長が特に必要と認めた場合

⑤教職員からの呼び出しによる場合

入構の際は、大学関係者からの求めに応じ提示できるよう、常に学生証を携帯してください。

研究を実施するために入構する場合は、事前に指導教員の承認を取り、許可された電子メールを提示できるよう携帯してください。

新型コロナウイルス感染症は、20歳代が最も多く感染していることが日々報じられています。本学にあっても、この年末年始の一週間で9人の感染者が発生しています。年始以降も感染者の発生は止まらない状況です。このような状況にあって、学生の皆さんには、基本的な感染防止策を徹底することはもちろん、①不要不急の外出、②県境をまたぐ移動は自粛してください。特に、③飲食を伴う会合、④午後8時以降の不要不急の外出は自粛してください。常に「感染しない」「感染させない」ことを強く意識して行動してください。

以上

※ この措置は、今後の状況により変更することがありますので、ご注意ください。

【本件問い合わせ先】

サイト右下にあるチャットボットをご利用ください。